

消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等支援事業 業務委託仕様書

1 委託事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、社会環境が大きく変化する中、食関連産業事業者や伝統産業・地場産業事業者等が、さらなる販路拡大を図るためには、ライフスタイルや消費者ニーズに沿った新たな価値を創出し、その魅力を的確に発信することが重要です。

また、大量生産・大量消費から循環型社会へ社会ニーズが大きく変化する中、人、社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」が世界的に注目されています。

本事業は、多様な事業主体が、地域や業種を越えて連携し、新たな価値の創出や「エシカル消費」に対応した商品開発を図るとともに、国内外へのプロモーション活動等に取り組むことで、販路拡大につなげることを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容

(1) 委託事業名

消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等支援事業

(2) 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）

(3) 委託内容

本事業では、消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等を実施する「オール三重プロジェクト事業」、エシカル消費に対応した商品開発等を実施する「エシカル商品販売促進事業」の2コースを実施することとする。また、事業実施にあたっては、双方の事業間の情報交流等を実施するなど、相乗効果が生まれるよう配慮すること。

I オール三重プロジェクト事業

異業種等との連携を促進し、ライフスタイルや消費者ニーズに沿った付加価値の高い商品開発を行う講座等を開催するとともに、開発された商品等を効果的な手法により、披露し販売すること。

ア コーディネーターの選定

- ① 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

イ 講座（ワークショップ）の開催

- ① 食関連産業事業者、伝統産業・地場産業事業者等の多様な主体が参加する講座（ワークショップ）を開催すること。
開催にあたっては、幅広い事業者が参加できるよう、募集方法を工夫するとともに、周知に努めること。

- ② 大学等との連携により、学生が講座（ワークショップ）に参画し、協働で取り組むこと。
- ③ 参加者が連携し、新たな価値の創出及び効果的な魅力発信方法の習得を図ること。
- ④ 参加者同士が積極的に交流を図れるよう配慮すること。
- ⑤ 講座（ワークショップ）は5回以上開催すること。
- ⑥ 参加者は20名程度とする。
- ⑦ 講座（ワークショップ）開催に係る参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。
- ⑧ 本事業の実施により、10以上の商品を開発すること。加えて、参加事業者の商品を活用した、自社や飲食店等で活用できるアレンジレシピを8以上造成すること。

ウ 開発商品等の魅力発信及び県内外での販売

- ① 開発された商品等の魅力をメディアやオンライン等を活用し、効果的に国内外へ発信すること。
- ② 開発商品等を県内外において、販売すること。
また、商品等の開発過程において、効果的な消費者ニーズの把握や魅力発信を学ぶ実践的な機会を設定すること。
- ③ 開発商品や三重県産品等を活用し、三重の食を中心に魅力を発信するイベントを開催すること。
- ④ 実施にあたっては、テーマを設定すること。

II エシカル商品販売促進事業

「エシカル消費」に対応した地場産品等の高付加価値化を図るため、エシカル消費の先進企業やSDGsに関心の高い学生等と連携し、自然素材や廃棄する素材等を有効利用したエシカル商品の開発に取り組むこと。

また、エシカル商品の社会や環境面における価値やストーリーを国内外の感度の高い消費者に向けて発信するとともに、エシカル消費の先進企業等と連携し、首都圏等のレストランやショップにおいて、エシカル商品の展示販売やワークショップ（体験）を行うプロモーション活動に取り組むこと。

ア コーディネーターの選定

- ① 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

イ エシカル基礎セミナーの開催

- ① 講師は、「エシカル消費」に対応した商品開発や情報発信等の経験や知識を事例として紹介することができる者を選定すること。
- ② 「エシカル消費」の基礎知識や必要性を学ぶ内容として、1回開催すること。
なお、開催時間は90分程度とすること。
- ③ 参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。

- ④WEB 会議システム等を使ってオンラインで開催すること。
- ⑤地場産業事業者を中心に 100 名程度の参加者を募ること。(参加者は無料で参加できるものとする。)

ウ 講座（ワークショップ）の開催

- ① 地場産業事業者やエシカル消費の先進企業、SDGs に関心の高い学生など多様な主体が参加する講座（ワークショップ）を開催すること。
- ② 参加者が自然素材や廃棄する素材等を有効活用したエシカル商品を開発すること。
- ③ 参加者同士が連携や交流を図りながら商品開発等ができるよう配慮すること。
- ④ 講座（ワークショップ）は 5 回以上開催すること。
- ⑤ 参加者は 10 名程度とする。
- ⑥ 必要に応じて、専門的な知見を有する者を招聘することも可とする。
- ⑦ 講座（ワークショップ）開催に係る参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。

エ エシカル商品等の魅力発信

- ①エシカル商品等の社会や環境面における価値やストーリー等の魅力を伝えるプロモーション動画を製作すること。(3 事業者以上、各 1 分程度)
- ②メディアやオンライン等を活用し、エシカル商品及び上記①の動画等を感度の高い消費者に向けて発信すること。
- ③上記①のプロモーション動画は、今後、三重の地場産業の魅力発信等に活用するため、二次利用が可能なものとする。
- ④著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

オ エシカル商品等のプロモーション実施

- ①エシカル消費の先進企業等と連携し、エシカル商品等の販売やワークショップ（体験）を行うプロモーションを首都圏等において 2 回程度実施すること。

(4) 留意事項

- ①新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、「新たな日常」に対応した手法により実施すること。
- ②セミナーおよび講座（ワークショップ）に係る発信者側の機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- ③動画制作のために許可申請等が必要な場合は、原則、受託者が手続きを行うこと。
- ④上記(3)の詳細及び記載のない事項については、県と協議のうえ決定すること。

4 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県が申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

5 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。
- (3) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 発注者は著作権法第20条第2項、第3号及び第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作人名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作人権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作人権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)(7)の著作人権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 著作権の譲渡、著作人権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとする。

6 業務遂行体制

- (1) 業務担当者等
契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

7 納品する成果品

以下の資料を令和5年3月24日（金）までに、県産品振興課に紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM等）1式を提出して下さい。

なお、プロモーション動画については、DVDやSDカードなど記憶媒体保存した形で納品して下さい。

(1) 事業実施報告書（A4版・カラー）

(2) 収支精算報告書

(3) 本業務において制作された資料等

(4) その他、県が成果品として提出を求めるもの

なお、プロモーション動画については、DVDやSDカードなど記憶媒体保存した形で、3Ⅱ(3)エ及びオで設定した機会の10日前までに納品し、発注者指定の動画サイト（YouTubeを予定）に投稿して下さい。

※プロモーション動画は、「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式かつ解像度フルHD以上で提出して下さい。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 委託料の支払方法及び支払時期

(1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

(2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

10 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

ア 賃金

イ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

ア 謝金

イ 旅費

ウ 消耗品費

エ 賃借料

オ 会議費

- カ 通信運搬費
- キ 光熱水費
- ク 資料印刷費
- ケ 業務委託費
- コ 委託元との協議の上、認められた経費

※委託対象経費に一般管理費（直接人件費や直接経費に定率を乗じたもの）は、認められないため、具体的な経費の内訳がわかるように積算を作成すること。ただし、受託業者が民間企業（あくまで私企業）の場合であって、当該企業の社内規定等で受託する個別事業に係る一般管理費の割合について、直近年度の損益計算中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

14 事業実施に係る留意事項

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。本事業の実施に当たっては、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業とその他の事業との経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (6) 備品等購入（機械、器具の購入等）は認めない。また、事業実施に必要となる機械器具等については、原則リース・レンタルにより調達すること。
- (7) リース・レンタルの契約においては、効率的に締結されるよう入札実施や複数の者から見積りを徴取する等により適正に取り扱うこと。
- (8) リース・レンタル契約の終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等からリース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約とすること。
- (9) 受託者は、本事業に従事する労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。

15 その他

- (1) 本事業の一部は、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用して行うため、「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」に規定される要件を遵守すること。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、最大限協力すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第 68 条、第 69 条及び第 72 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。